

事務局長
 医学教育部長
 病院長
 教務部長 殿
 学生部長
 図書館長
 高等看護学院長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校の表彰等に関する達第3条及び第5条の 基準の運用について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

表彰の対象となる具体的基準	賞罰及び賞状の区分	
	第4級	第5級
(1) 行政職俸給表(二)並びに医療職俸給表(二)及び医療職俸給表(三)の適用者 ア 積極的努力が大であったと認められる場合 イ 組織全体の目的のために他の職員と協調性をもって職務遂行に努力した場合 ウ 上司の命令等に良く従い、職務を効果的に遂行した場合 エ 職務遂行に必要な知識技能の修得に真しな努力をした場合 オ 長期にわたり目立たない努力を続けたと認められる場合 カ その他上記各号に準ずる場合	特に他の模範となる者	他の模範となる者
(2) 前号以外の者並びに組織 ア 困難又は多忙な業務に良く堪えて、これを十分果たしたと認められる功績があった場合 イ 諸制度、業務処理方法等の改善又は合理化に貢献したと認められる功績があった場合	著しい功績があった者及び組織	功績があった者及び組織

<p>ウ 職員及び学生の教育又は育成指導に貢献したと認められる功績があった場合</p>		
<p>エ 学術に関する調査又は研究に力を尽くした功績があった場合 オ 組織内過誤を未然に防止又は救済した功績があった場合 カ 経費節減に寄与した功績があった場合 キ その他上記各号に準ずると認められる功績があった場合</p>		